

# 告 示

## 埼玉県告示第八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和八年一月三十日

埼玉県知事 大野元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
ゆたか	春日部市谷原新田二二二二〇	通所介護	
医療法人社団武藏野会 新座病院	新座市堀ノ内三一四一三〇	居宅介護支援	
居宅介護支援	短期入所療養介護	介護療養型医療施設	令和七年十一月三十日
一日 令和四年三月三十	平成十五年三月三十一日		